

3 子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。**

【子ども・子育て支援法】

① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。**

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

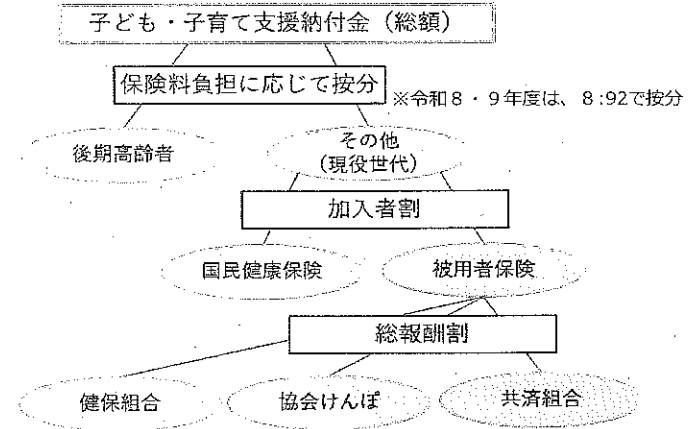
② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間には、右図のとおり按分）。**

③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせることができることとし、その業務等を定める。**

④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することができることとする。**※償還期限は、令和33年度とする。

⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。

- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
- ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
- ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

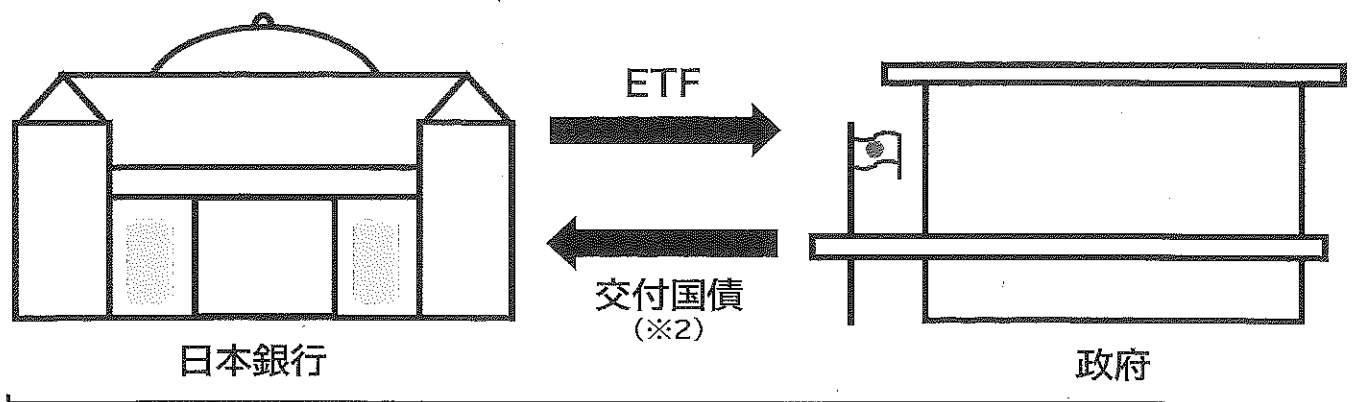
※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。**

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

閣法「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」修正案について(概要)(案)

本修正案は、(1)子育て世代の負担増に繋がる「子ども・子育て支援金」を廃止し、(2)現在日本銀行が保有しているETFから得られる分配金収入を代替財源として活用するために、所要の措置(※1)を講じるものである(別添①参照)。



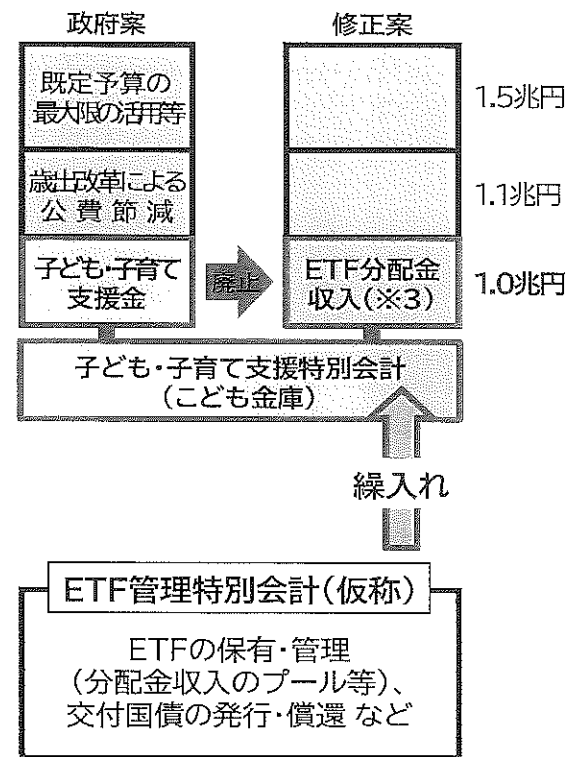
日本銀行の機関決定を経た上で、同行が保有しているETF(簿価37兆円)を政府が買い取り、対価として、現金ではなく交付国債を交付

**日銀の金融政策正常化と
子ども・子育て支援財源の確保を両立**
(立憲民主党「新しい金融政策」の具体化)

(※2) 国が金銭の給付をする代わりに交付する無利子の国債のこと。保有機関の求めがあった場合に現金で償還するという小切手のような性質の国債であり、財政法第5条で日銀による直接引き受けが禁じられている国債には該当しないと考えられる。

(※3) 直近2022(令和4)年度の日銀決算では約1.1兆円とされているが、株価が変動した場合の見込み額については、別添③を参照。なお、1兆円を超える余剰分は、分配金減収時のリスクバッファー、交付国債の償還、一般会計への繰入れ等のために、ETF管理特別会計(仮称)に積み立てることとする。

「加速化プラン」(3.6兆円)の財源



(※1) 別途、今国会中に特別会計法の改正案を提出予定(別添②参照)

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

施行期日について（一覧）

| 施行期日 | 改正事項 |
|-----------|--|
| 公布日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーに対する支援の強化 |
| 令和6年10月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の抜本的拡充 ・ 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応 ・ 子ども・子育て支援特例公債の発行 |
| 令和6年11月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の第3子以降加算額の引き上げ |
| 令和7年4月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・ こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け ・ 産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業に位置付け） ・ 経営情報の継続的な見える化の実現 ・ 子ども・子育て拠出金にかかる見直し ・ 出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設 ・ 子ども・子育て支援特別会計の創設 |
| 令和8年4月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ こども誰でも通園制度の給付化 ・ 子ども・子育て支援金制度の創設 |
| 令和8年10月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設 |

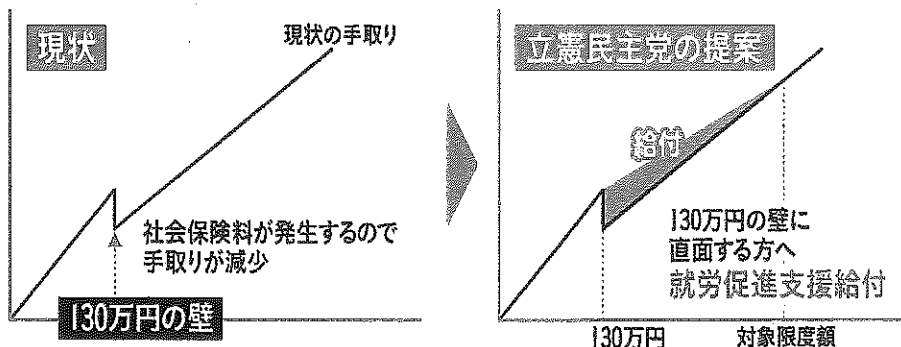
「年収の壁とゆがみ」を給付で埋める

就労支援給付制度の導入に関する法律案

立憲民主党は法案を提出しました。

年収の壁

130万円を超えると
社会保険の扶養から
外れて手取りが下がる



130万円の
壁に直面する
人へ

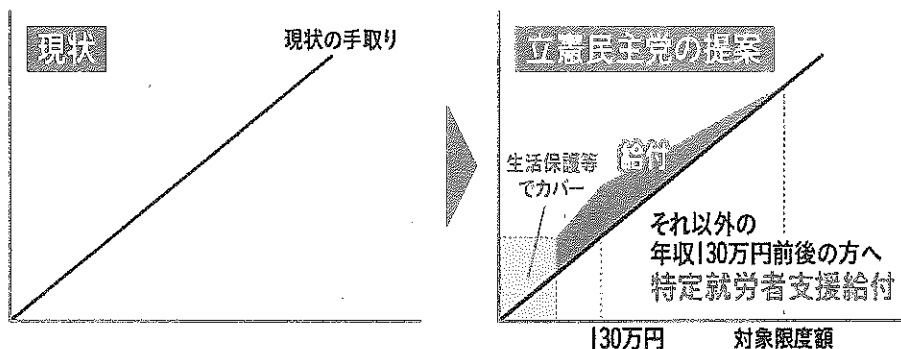
「就労促進支援給付」

◆配偶者の扶養家族である方が年収130万円を超えて働く場合、社会保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまう「年収の壁」に直面します。この手取り減少分を埋めるため、「就労促進支援給付」として、年収が130万円を上回って一定額に達するまでの間、徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



年収のゆがみ

年収がインボイスで
さらに減るし物価高で
生活が苦しい



それ以外の
年収130万円
前後の人へ

「特定就労者支援給付」

◆上記の給付対象者とそれ以外の方との「年収のゆがみ」を埋めるため、国民年金や国民健康保険などの保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けます。年収が130万円を上回る場合は、「就労促進支援給付」と同様の給付金を支給し、年収が130万円を下回る場合には、生活保護など福祉による支援が終わる手前の年収まで徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



出典：立憲民主党作成資料

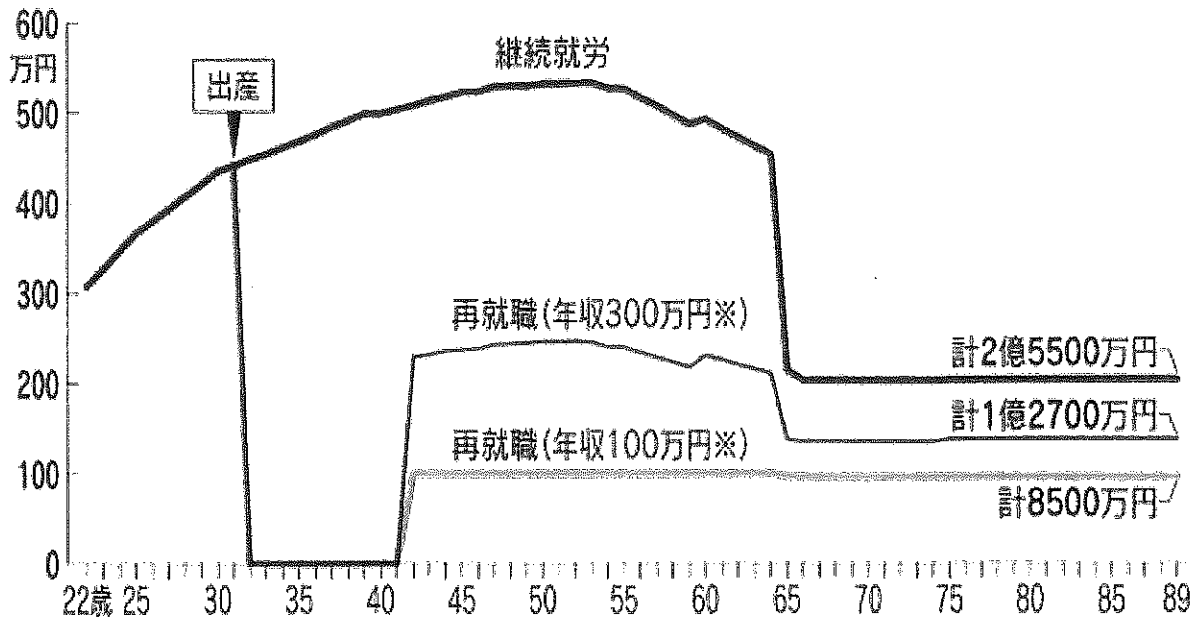
令和6年4月11日（木）衆議院 地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

主な「年収の壁」とポイント

| | 税の壁 103万円 | 社会保険の壁 106万円 | 社会保険の壁 130万円 |
|----------|--------------------|---|--|
| 超えた場合の負担 | 妻に所得税が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 週20時間以上勤務などで厚生年金に加入※ 保険料は年16万円程度 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の扶養を外れる 週30時間以上勤務などでないと厚生年金に入れず※、国民年金などの保険料発生 |
| ポイント | 収入増が税額を上回り手取り減は起きず | <ul style="list-style-type: none"> 年収125万円で手取り回復 将来の厚生年金が増え、健保などの給付も手厚く | <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間延長で厚生年金加入が一案 106万円で加入できる勤務先に転職も |

(注) 会社員の夫の税・社会保険の扶養対象だったパート主婦のケース。※ほかに従業員数、月収などの条件がある

出産の際の働き方でみた妻の手取り年収



(注) 東京都府識者会議「東京くらし方会議」のデータを基に作成。31歳で出産し、再就職は出産退職10年後と想定。継続就労、再就職いずれも64歳まで勤務し65歳以降は年金を受給。金額は概算。※は額面

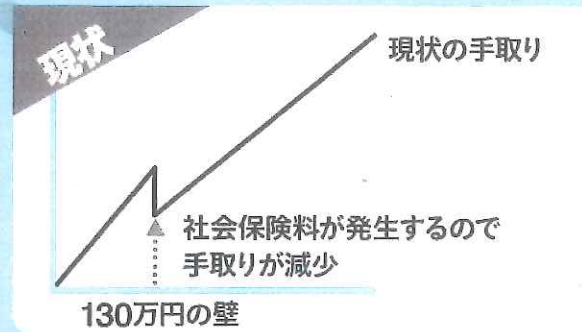
出典：日本経済新聞 令和6年4月6日(土) 22面記事より抜粋
 令和6年4月11日(木) 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

就労支援給付制度の導入に関する法律案 (立憲民主党案)

「年収の壁と歪み」を給付で埋める

年収の壁

130万円を超えると
社会保険の扶養から
外れて、**手取りが下がる**



年収の歪み

年収がインボイスで
さらに減るし
物価高で
生活が苦しい

